

鎌倉市就労準備支援事業委託公募型プロポーザルに対する質問および回答

該当資料	該当箇所	質問内容	回答
1 実施要領	2 事業の概要 (4) 契約期間	「2(4)契約期間」に定める期間はあくまでも本事業に係る契約始期と終了日を規定したもので、鎌倉市就労準備支援事業委託仕様書(以下、「仕様書」という)に定める「5 業務の実施場所」や「7 配置職員」等の各要件は、仕様書「3 業務期間」の期間中に満たしていれば良いとの理解で良いか。つまり、仕様書「3 業務期間」規定の「業務開始日」前は、仕様書に記載の各要件を満たしていないくてもよいという理解でよろしいか。	「業務開始日」前は各要件を満たす必要はありません。ただし、10月1日に業務が開始できるよう「業務開始日」前に前受注者からの引継を済ませる必要があります。
2 実施要領	2 事業の概要 (5) 事業費限度額	「2(5)事業費限度額」には、初度調弁費が含まれているかご教示いただきたい。	事業費限度額には初度調弁費が含まれています。
3 仕様書	3 業務期間	「業務開始日までに前受注者から必要な引継ぎを行うこと」とあるが、この業務開始日が令和8年(2026年)10月1日を指す場合、実施要領「2(4)契約期間」を踏まえると最長で令和8年(2026年)4月1日から同年9月30日までの6か月間(以下、「準備期間」という)、前受注者から引継ぎ(以下、別記なき限り準備期間における引継ぎを指す)を行うという理解でよろしいか。	契約締結日を仮に4月1日とすると、4月1日から9月30日の期間中に引継ぎを行う必要があるので、引継ぎ期間が6か月間となるものではありません。
4 仕様書	3 業務期間	発注者が見込んでいる引継ぎに係る期間および時間数をご教示いただきたい。	前受注者との調整次第になりますが、資料での引継及び一部口頭説明については、業務開始前の半月の間に8時間程度、面談引継については、業務開始後の半月の間に通常業務で対応されることを想定しています。
5 仕様書	3 業務期間	準備期間中の引継ぎにおいては、仕様書「7 配置職員」に記載の職員を配置し、当該職員が引継ぎを受ける必要があるか。あるいは、引継ぎに当たる職員は業務開始日以降の職員とは別の者でも良いか、ご教示いただきたい。	引継にあたる職員は、原則業務開始日以降の職員としてください。
6 仕様書	3 業務期間	引継ぎに係る人件費は、実施要領「2(5)事業費限度額」とは別に支給されるか、ご教示いただきたい。	引継ぎに係る人件費は、事業費限度額に含まれます。
7 仕様書	3 業務期間	「3 業務期間」に記載の準備期間中の引継ぎはどこで行う想定か。前受注者の事業実施場所か、あるいは新たな受注者が場所を確保する必要があるか、ご教示いただきたい。	引継ぎ場所については前受注者との調整次第になりますが、引継いだ情報資料を保管する場所を確保した上で引継を行ってください。

該当資料	該当箇所	質問内容	回答
8 仕様書	3 業務期間	前項の引継ぎ場所を新たな受注者が確保する必要がある場合、その場所の確保に係る経費および引継ぎに当たる職員の人事費は「実施要領」「2(5)事業費限度額」に定める金額とは別に支給されるか、ご教示いただきたい。	引継ぎ場所の確保に係る経費および引継ぎに当たる職員の人事費は事業費限度額に含まれます。
9 仕様書	5 業務の実施場所	仕様書「5 業務の実施場所」に定める場所は、発注者としては準備期間中のいつから確保しておく必要があると考えているか、ご教示いただきたい。	10月1日の業務開始に間に合うよう確保が必要になると想定していますが、具体的な期間の定めはありません。
10 仕様書	3 業務期間	「令和8年(2026年)10月1日から令和9年(2027年)3月31日まで」とあるが、令和9年度事業の受注者は今回の公募の受注者が継続して実施となる予定か。令和9年度事業においても公募とする場合、いつ、どのように決定される予定か、ご教示いただきたい。	令和9年4月1日以降の契約相手方については、その時点の実情を勘案し、決定していきたいと考えています。
11 仕様書	5 業務の実施場所	「対象者が容易かつ安全に通える場所」とあるが、発注者として想定している「安全」とはどのような内容、レベルのものか、ご教示いただきたい。	「安全」について具体的なレベル等の想定はありません。利用者の利便性等を考慮した実施場所の提案を求めるものです。
12 仕様書	7 配置職員	「7 配置職員」において、「国及び都道府県主催の生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講し終了証を受けたことがある者が望ましい」(原文ママ)とあるが、同研修の受講は、厚生労働省によると「平成26年度から当分の間、国において直接、計画的に支援員の養成研修を行うこととして」おり、「実施主体である自治体から委託等を受けて、現に事業を行っている支援員を対象としているため、自治体を通じて参加申込をすることになっており、個人の方の申込はできない」となっている。 このため、本事業の受注実績のない法人では従事予定者に予め同研修を受講させることができず、受注実績のある法人と比べて著しく不利な状況であるが、選定において本要件をどの程度重視なさるか、お示しいただきたい。	ご指摘のとおり、個人の方の申込はできないため、本事業の受注実績のない法人については、事業開始後に従事者が研修を受講することを想定しています。 就労準備支援事業と類似の就労支援業務に携わっている者(従事していた者も含む)など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができるかどうかという点を審査します。
13 仕様書	8 委託業務の内容	「8 委託業務の内容」において、「本事業については、(略)以下の支援を部分的又は並行して行う」とあるが、「部分的」とはどのような実施状況を意図しているか、ご教示いただきたい。例えば、対象者の状況に応じ、「8 委託業務の内容」に記載の各支援を適宜選択し、組み合わせて事業を行う意図でよろしいか。	8(1)はどの対象者にも行いますが、8(2)から(6)の事項については、お見込みの通りです。

該当資料	該当箇所	質問内容	回答
14 仕様書	8 委託業務の内容 (4) 経済的自立に関する支援	文中の「就労訓練事業」は、例えば、障害者総合支援法における就労支援サービスのような公的な事業を指しているという理解で良いか。発注者としてその他のインフォーマルサービスも想定している場合は、その範囲について具体例をお示しいただきたい。	就労訓練事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、都道府県等の認定を受けた社会福祉法人、株式会社等が実施する事業を指します。また、仕様書の中でインフォーマルなサービスについては定めはありませんが、提案事項としては求めるものです。
15 仕様書	8 委託業務の内容 (6) 他事業との連携	「8 委託業務の内容 (6)他事業との連携」において、「とりわけ「自立相談支援事業」及び「家計改善支援事業」や「福祉事務所」と連携しながら事業を実施すること」とある。また、「4 事業の対象者」(1)及び(2)については、実質的に鎌倉市生活困窮者自立相談支援事業の対象者に限定されると認識している。この場合において、本事業は特に(1)及び(2)の対象者については鎌倉市生活困窮者自立相談支援事業の実施者の策定する自立支援計画に定める支援方針に基づいて支援することになると理解しているが、一方で、本事業自体はあくまでも鎌倉市が発注者(委託者)であり、鎌倉市生活困窮者自立相談支援事業の実施者とは委託関係ないと理解している。この点において、あくまでも鎌倉市(発注者、委託者)との関係性や事業の指揮命令系統においては、本事業の受注者と鎌倉市生活困窮者自立相談支援事業の実施者(同事業の受注者)とは対等であると理解してよろしいか。	対等であるとの認識です。ただし、就労準備支援事業の利用は、自立相談支援事業においてプラン作成、支援決定を行うことになっています。プランや支援決定の内容については、自立相談支援事業受託者と就労準備支援事業受託者と本人で協議の上で作成されることを想定しています。また、支援中についても、両者連携のもと支援を行ってください。
16 評価基準票	1 施設運営概要	実施場所の立地条件や設備について、「相談支援ができる環境(面談室など)が整っているか」とあるが、現在受注していない応募者においては同項目はあくまでも計画や予定であり、応募の段階で確保及び整備を終えていることが要件ではないと理解してよろしいか。	計画や予定において、引継及び業務開始日までに整えられるものとなっているかどうかを審査します。